

## 栗原法律事務所 弁護士費用一覧表 (2)

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額			
刑事事件	1 起訴前及び起訴後の事案 簡明な刑事事件	着手金	それぞれ20万円以上40万円以下			
		報酬金	起訴前	不起訴	20万円以上40万円以下	
				求略式命令	上記の額を超えない額	
		起訴後	刑の執行猶予	20万円以上40万円以下		
	求刑された刑が軽減された場合		上記の額を超えない額			
	2 起訴前及び起訴後の1以外の事件並びに再審事件	着手金	30万円以上			
		報酬金	起訴前	不起訴	30万円以上	
				求略式命令	30万円以上	
		起訴後	無罪	50万円以上		
			刑の執行猶予	30万円以上		
求刑された刑が軽減された場合			軽減の程度による相当額			
検察官上訴が棄却された場合	30万円以上					
手数料の項目		分類		手数料の額		
手数料	1 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満		5万円以上10万円以下	
			経済的利益の額が1000万円以上1億円未満		10万円以上30万円以下	
			経済的利益の額が1億円以上		30万円以上	
		非定型	基本	経済的な利益の額が300万円以下の場合		10万円
				300万円を超え3000万円以下の場合		1%+7万円
				3000万円を超え3億円以下の場合		0.3%+28万円
	3億円を超える場合			0.1%+88万円		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額			
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する			
	2 内容証明郵便の作成	弁護士名の表示なし	基本	1万円以上3万円以下		
特に複雑又は特殊な事情がある場合			弁護士と依頼者との協議により定める額			
弁護士名の表示あり		基本	3万円以上5万円以下			
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額			
顧問料	事業者の顧問料		月額5万円以上			
	非事業者の顧問料		年額6万円（月額5000円）以上			
日 当	半 日（往復2時間を超え4時間まで）		3万円以上5万円以下			
	1 日（往復4時間を超える場合）		5万円以上10万円以下			
実費等	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、予納金、その他委任事務処理に要する実費等は、依頼者が負担し、予め概算払を受けることができる。					